

集合住宅ごみ集積所の不法投棄対策に錠前を貸与 ～衛生的な生活環境維持のために～

市は、外部からの不法投棄によりごみ集積所の管理が困難な状況となっている集合住宅の管理者に対し、市が管理する錠前を一時的に貸与する不法投棄対策の支援を開始します。

昨年度実施したごみ集積所の一斉調査を通じ、これまで管理が行き届いていなかった集積所が、利用者間による適正な管理により改善に向かう一方、外部からの不法投棄により適正管理ができず、集積所の状況が未だ改善できない課題をもった集積所も存在します。

そのため、市では、管理者や利用者において日常的に不法投棄対策を行っている集合住宅専用のごみ集積所を対象に、管理者や所有者の申請により、市職員が事前調査を行ったうえで、必要に応じた支援を開始します。

この取り組みは、市内集積所の一斉調査と併せて衛生的な生活環境を維持していくための試みであり、錠前の一時貸与だけでなく、支援前後の調査から原因を追究し、不法投棄により日常的に集積所の管理で困っている管理者や利用者などへ環境改善に向けた個別の提案も行っていきます。

- 1 開始日 11月30日（火）
- 2 対象 管理者や利用者で、日常的に不法投棄対策を行っている市内の集合住宅専用ごみ集積所



（錠前設置イメージ）